

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第四号
 自作農創設獎勵規程（大正十二年鳥取縣令第三十三号）
 は、廢止する。

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

告 示

◇鳥取縣告示第六十二号
 助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

昭和二十六年二月十三日
 第二千八百八十三号
 火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

本籍地 八頭郡大伊村大字栃谷四八七番地
 現住所 鳥取市南行徳一八七番地 井上とみ方

昭和二十六年一月二十九日第一、五三三二号

山 田 節 子

昭和四年十二月三十一日生

本籍地 氣高郡浜村町字姉泊二八二番地
 現住所 同本籍地

昭和二十六年一月二十九日第一、五三三三号

竹 本 富 子

昭和五年一月十九日生

◇鳥取縣告示第六十三号
 助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武

前本籍地 岡山縣勝田郡豊並村大字高田一七四番地
前住所 鳥取市掛出町一四鳥取赤十字病院寄宿舎内
現本籍地 鳥取市西町八番地
現住所 同 右

昭和二十五年十二月十二日婚姻により前姓「水島」を「太田」へ並びに本籍地現住所変更により昭和二十六年一月二十九日名簿訂正

太田 五百子
昭和四年一月八日生

鳥取縣告示第六十四号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武

本籍 東伯郡山守村大字今西一七三番地

住所 同本籍地

昭和二十六年一月六日奈良縣へ転出により同年一月十六日名簿取消方願い出により昭和二十六年一月二十九日名簿取消

石賀 美佐子
大正十三年六月三十日生

本籍 鳥取市御弓町一四番地
住所 同本籍地

昭和二十六年一月十七日廃業により同年一月十八日名簿取消方願い出により昭和二十六年一月二十九日名簿取消

福山 ちよの
明治十七年三月十二日生

本籍 八頭郡隼村大字郡家
住所 同 池田村大字岩屋堂一一三番地ノ一

昭和二十五年十二月三十一日廃業により昭和二十六年一月十五日名簿取消方願い出により昭和二十六年一月二十九日名簿取消

鳥取縣告示第六十五号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武

西村 ゆき
大正六年七月二十六日生

登録番号	肥料の名	含有する主成分の最少量		住所氏名
		窒素全量	磷酸全量	

一八六	亞麻仁油	五、〇	一、八	一、〇	米子市灘町三丁目一四九
	粕粉末				中国化成株式会社
一八七	椰子油粕	三、五	一、〇	一、〇	右同
	粉末				

鳥取縣告示第六十六号

次に掲げる告示は廃止する。

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取縣農地委員会規程(昭和十三年鳥取縣告示第六三七号)

自作農創設維持奨励規程ニ依り奨励ヲ受ケザル自作農創設維持事業取扱要綱(昭和十三年鳥取縣告示第六六九号)

市町村農地委員会補助規程(昭和十三年鳥取縣告示第七四八号)

鳥取縣農地調整指導員設置規程(昭和十五年鳥取縣告示第六六号)

農地調整法施行規則ニ依り自作農ノ創設又ハ維持セントスル者ノ農地ノ面積(昭和十九年鳥取縣告示第八〇号)

自作農創設促進報奨金交付基準(昭和十九年鳥取縣告示第三六〇号)

00161

鳥取縣告示第六十七号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により岩美郡倉田村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

記

昭和二十六年二月十四日から

同 年二月十八日まで

鳥取縣告示第六十八号

鳥取縣地方労働委員会現委員は昭和二十六年三月三十日任期満了となるので次期委員の任命を行いたいから労働組合及び使用者団体はそれら、労働者委員及び使用者委員の候補者次の手続により推薦されたく労働組合法施行令第二十一條により請求する。

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

記

鳥取縣地方労働委員会労使委員候補者推薦要項

- 一、労働者委員候補者推薦資格及びその手続
鳥取縣の区域内のみに組織を有する労働組合であつて、労組法第二條及び第五條第二項の規定に適合する労働組合であること
- 二、前項の労働組合は推薦書(様式別記一)に本推薦手続に参与するため必要な資格立証書類(別記二)を添付して推薦すること

一、使用者委員候補者推薦資格及びその手続

- 1、使用者委員候補者を推薦する資格を有するものは鳥取縣の区域内のみに組織を有し主として労働問題に關する事をその業務とするか又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体であること

00162

2、前項の使用者団体は別記推薦書(様式別記一)により推薦すること

三、被推薦資格

被推薦者については労組法第十九條第八項の規定及び公職追放令の規定の外別段の制限はないが、委員の任命にあつては国家公務員法、国会法等の兼職禁止規定の制限を受ける。

四、推薦候補者の数

推薦候補者の人数は概ね十人以内

五、推薦期間

自昭和二十六年二月十三日 至昭和二十六年三月十二日

六、推薦書及び添附書(資格立証書類)の提出場所
所轄労政事務所提出のこと

別記一

様式(推薦様式)

年 月 日

(労働組合)住所

又 (使用者団体) 名称

⑧

鳥取縣知事 氏 名 殿

鳥取縣地方労働委員会委員候補者推薦について
労働組合法施行令第二十一條の規定により鳥取縣地方
労働委員会(労働者)委員候補者として左の者を推薦
する。

氏名	生年 月日	労働者 (使用者)	所属組合住所 名称、地位	労働者 (使用者)	所属職場 名称、地位	略歴 (所属 政党名 等)

註、記載欄中略歴についてはなるべく履歴書を添付された。

別記二

資格立証書類

- 一、労働組合法改正後地方労働委員会の資格審査を受け資格があると判定された組合はその決定書の寫
- 二、一に該当する組合でその後資格要件に変更があつ

た場合はそれに関する書類及び決定書の寫
目 (一)に該当しない組合は次の書類

- 1、組合規約
- 2、労働協約
- 3、その他参考となる資料

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第三号

昭和二十六年四月一日より左記分教場の設置を認可した。
昭和二十六年二月十三日

鳥取縣教育委員會

記

分教場名	所在地	校区	管理者
西伯郡上長田村立 上長田小学校	西伯郡上長田村 大字大木屋秋田	大木屋	上長田村長
大木屋分教場	一〇四ノ二	部落	

認可年月日 昭和二十六年一月十三日

公安委員會告示

鳥取縣公安委員會告示第一号

鳥取縣公安委員會聽聞規程(昭和二十五年四月鳥取縣公安委員會告示第二号)の一部を次のように改める。
昭和二十六年二月十三日

鳥取縣公安委員會

鳥取縣公安委員會聽聞規程中改正規程
附則第二項の次に次の一項を加える。

- 3、銃砲又は刀劍類の所持者について聽聞を行う場合は規程中營業者とあるを所持者と読み替えるものとする。

附則

この規程は公布の日から施行し昭和二十五年十一月二十日
日から適用する。

鳥取縣公安委員會告示第二号

昭和二十三年五月鳥取縣公安委員會告示第二号銃砲等所持禁止令施行細則は昭和二十五年十一月十九日限り廃止した。
昭和二十六年二月十三日

鳥取縣公安委員會

公 告

資格審査結果公告第六十八号

(自昭和二十六年一月三十一日
至昭和二十六年一月三十一日)

昭和二十六年二月十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一ヶ月間継続し、次の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に

供し得るように、市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 一一八名

非該当決定者 一一八名

審査を受けた公職及びその氏名

(1) 昇任又は任命予定者

○縣普通公職者

漆原 義雄	谷口 三郎	吉田 武雄
平尾 二郎	奥田 勝代	岸本 慶保
中家 誠次	吉川 義雄	奥田 弘益
馬田 正義	森田 幸男	山本伊太郎
中嶋 保	若木 廣市	有田 国雄

田中 勝実	加戸 清止	谷本 富藏
内田 安悦	米村 章	大田 美男
吉岡 繁幸	浜田 保	松田 景好
芦立 俊史	古都 秀	渡部 吉晴
林原 容夫	戸田 常盤	池本 公利
小峰 薫	百田 正文	古川 勇
遠藤 茂	百田周次郎	井沢 宏
尾沢茂三郎	遠藤 計	戸川 弥市
山名 唯一	山榊 義信	竹内 憲藏
大高 壽子	牧田 元男	石谷 義雄
前田 勉	更田 上	青木 正美
中本 達夫	山脇 和雅	太田美和子
前田 正恭	高木 善道	七里 能憲
佐田久政則	河崎 健夫	北浦 一
田中佐太郎	佐藤 誠三	中井 有夫
白間 実	田村 博	佐但 勳
住田 富義	井上 益治	遠藤 豊
木次 建	岡田芳治郎	阿部 博正

高塚 晃 森谷 直之 細田 敏治
 景山 正雄 柴田 力壽 三好 義治

○市町村普通公職者

上私都村 田中 正美	智頭町 竹下 鶴子	田中 久子	藤原 博之
倉田村 沢口 万藏	岡本 明	谷口 理	天木 薫
成器村 谷口 莫也	白間 勳	谷口 理	天木 薫
鹿野町 谷口 晋吉	井戸垣 登	湯谷 正夫	
上小鴨村 石田 達男	丸瀬 清	早光 幸市	
足立 愛子	大前 順		
根雨町 山本 義久	鷺見 貞子		
多里村 出垣 正夫			
日野上村 和田 良一			

○町村固定資産福評價員

倉吉町 金子 勇二	長瀬村 大場 義勝
-----------	-----------

高城村 河野 武雄	灘手村 田中 喜幸
同補助員	
日光村 相見 秋常	田村 鹿治
遠藤 久治	森 廣次
大山村 松田 信	
東郷村 安藤 亀幸	橋崎 徳藏
本多 林藏	奥谷 貞美
坂本 善巳	

○国家地方警察事務官

大嶋 信雄

○村農業共済組合理事及び同監事

余子村 屋敷 保	景山 三樹	佐賀 徳雄
三徳村 大田 武雄		

(四) 公選による公職の候補者

○市長立候補者

鳥取市 神谷 常治

○智頭地区農地委員会三号委員立候補者

小林 正